

高齢者の医療費

10月から医療費の自己負担が変わります

法律の改正で、10月から老人保健、国民健康保険で医療を受けている方の自己負担が変わります。
 問い合わせ先 保険課 ☎(48)1111(内257・214)

老人保健受給者の方

一定以上所得者の自己負担割合

現役並み所得のある一定以上所得者の自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。一定以上所得者以外は1割のまま据え置かれます。

平成18年9月30日まで		➔	平成18年10月1日から	
一定以上所得者	2割		一定以上所得者	3割
一般、低所得	1割	一般、低所得	1割	

一般、低所得 ・ ・ ・ 一定以上所得者の判定基準は、8月1日号6ページに記載。


一般・一定以上所得者の自己負担限度額（月額）

1カ月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。その自己負担限度額が一部引き上げられます。
 高額医療費の支給には申請が必要です。
 入院の場合、窓口での負担は世帯単位の自己負担限度額までとなります。

平成18年9月30日まで			➔	平成18年10月1日から		
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)			外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	40,200円		12,000円	44,400円	
一定以上所得者	40,200円	72,300円 (医療費が361,500円を超えたときは、超えた分の1%を加算) (過去12カ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は40,200円)		44,400円	80,100円 (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算) (過去12カ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円)	
低所得	8,000円	24,600円		8,000円	24,600円	
低所得	8,000円	15,000円		8,000円	15,000円	

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担

療養病床に入院する70歳以上の人は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、介護保険との負担の均衡を図るため、所得に応じて食費と居住費を負担することになります。負担額は介護保険と同額になります。

平成18年9月30日まで	平成18年10月1日から	
食材料費相当を負担 24,000円	所得の低い人は負担が軽減されます	
	食費 42,000円	住民税非課税世帯 30,000円
	居住費 10,000円	年金受給額80万円以下など 22,000円
		高齢福祉年金受給者 10,000円
	人工呼吸器、中心静脈栄養などを要する患者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)難病などの患者については、現行どおり食材料費相当24,000円のみを負担となります。	